

第35回企画専門調査会(平成22年9月28日)資料
 「(平成22年度)食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について」抜粋

物質名(危害要因)	主要な物質(危害要因)に関する概要	国内外における状況等
ピロリジジナルカロイド	<p>ピロリジジナルカロイド (PA) は主にムラサキ科、キク科などの植物に含まれている。穀物、ハチミツ等からも検出されているが、一般的にはこれらの含有量は少なく、健康上問題となるのは、本物質を含むサプリメント、漢方薬等として摂取した場合である。また、PAにより汚染された飼料を経て家畜に暴露、更にヒトが暴露されたとする報告もある。</p> <p>PAには数百の化合物が知られており、その一部が強い毒性を示す。ヒトへの主な毒性は肝静脈閉塞性疾患である。</p>	<p>〈国内〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品安全委員会による評価状況：「シンフィツム(いわゆるコンフリー)及びこれを含む食品についての食品健康影響評価」(H16)、及びQ&Aを公表(H20)。シンフィツム以外のピロリジジナルカロイドを含む食品についての評価は特に行われていない。 ・コンフリー及びこれを含む食品については、食品衛生法により販売が禁止されている。 <p>〈国外〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリア：食品中のピロリジジナルカロイド(PA)のリスク評価実施(2001(H13))。主原因のヘリオトロープの種による穀類中の含有量のデータが欠如しているため、現実的な暴露評価が出来ないとし、暫定耐容一日摂取量(TDI)を設定。その他、エキウム・プランタギネウム、コンフリー等にピロリジジナルカロイドが含まれているとし、PAにより汚染された飼料を経て、家畜に暴露、更にヒトが暴露されたとしている。 ・オーストラリア、ニュージーランド、独、米国等：コンフリーについて規制。